

寄附金取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪社会医療センター（以下「センター」という。）における寄附金、施設設備その他の財物の寄贈（以下「寄附金等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 医療のために寄附される金品
- (2) 医療・福祉に関する相談及び支援のために寄附される金品
- (3) 社会医学的調査研究のために寄附される金品
- (4) センターの施設又は設備の整備のために寄附される金品
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営のために寄附される金品

(受入れの条件)

第3条 寄附金等のうち、センターに不利益や負担を伴う次に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- (1) 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金等による社会医学的調査研究の結果得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附の申出の後、寄附者がその意思により寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が法人の業務上支障があると認める条件。

(寄附の申出)

第4条 寄附の申出をしようとする者は、寄附申出書（様式第1号）を理事長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第5条 理事長は、寄附の申出があったときは、法人の業務上有意義であり、かつ、本来の法人の業務に支障がないと認められるものについて、寄附金の受入れを決定するものとする。ただし、定款細則第2条第1項第12号に規定する法人運営に重大な影響があるものを除く。

(寄附の受領)

第6条 理事長は、前条に定める決定の結果、寄附金等を受領したときは、寄附者に対し寄附受領書(様式第2号)を送付するものとする。

2 寄附受領者は、寄附金台帳を備え、寄附金品を受領した場合は、速やかに記録するものとする。

3 寄附者のうち、100,000円以上の寄附金等を寄附した者には、理事長感謝状を贈呈する。

(寄附の使用)

第7条 寄附金等は、寄附の目的に従い、適切に使用しなければならない。

(情報公開)

第8条 寄附金等に関して、次に掲げる各号の情報については、センターのホームページ等で、その情報を公開する。ただし、各号の情報について、情報公開を希望しないとの申出があった場合は、非公開とすることができる。

(1) 寄附者

(2) 寄附内容

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年8月31日から施行する。

本規程の施行により「寄附金品の取扱いに関する規則」(平成14年4月1日施行、平成22年12月1日改正)については、廃案とする。